

## 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書

生産者米価は前年よりも上昇しているものの、生産費を大きく下回った状況で推移している。平成 27～28 年産米は、「飼料用米」の作付増などにより、若干の価格回復が見られるものの、実態は「集落営農法人・組織の 8 割が赤字もしくは収支がぎりぎり均衡」（2017 年日本農業新聞景況感調査）に示されているように、担い手層でさえ経営を維持する見通しがたたない価格水準となっている。

平成 22 年に始まった農業者戸別所得補償制度は、生産調整の実効性確保と直接支払い交付金（10a 当たり 15,000 円）により、稲作農家の経営を下支えする役割を果たした。しかし、平成 26 年産米から 10a 当たり 7,500 円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊している。しかも平成 30 年産米から交付金の廃止が打ち出されており、大規模農家では数百万円も減収するなど、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられない。平成 30 年からの政府による生産調整の廃止も、米価の不安定要因になりかねない。

私たちは、経営を下支えする政策を確立することが必要と考える観点から、生産費を償う対策を行い、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求める。

以上の趣旨から、米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立することを求める。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 16 日

秋 田 県 大 仙 市 議 会

衆 議 院 議 長    大 島 理 森 様  
参 議 院 議 長    伊 達 忠 一 様